

養父市イメージキャラクター取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、養父市イメージキャラクター「やっぷー」(以下「イメージキャラクター」という。)の利用について、必要な事項を定める。

(図柄等)

第2条 イメージキャラクターは次のとおりとする。

- (1) イメージキャラクターの基本原型は、別紙1のとおりとする。
- (2) イメージキャラクターのロゴタイプの基本原型については、別紙2のとおりとする。

(使用基準)

第3条 イメージキャラクターの使用は次のとおりとする。

- (1) イメージキャラクターを利用する者は、図柄をみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、単色で印刷をすることは差し支えない。
- (2) 市が行なう各種の対外的活動や出版物、市民向けの配布物等には、イメージキャラクターを積極的に使用するよう努める。

(使用の許可)

第4条 イメージキャラクターを使用する場合は、あらかじめ「養父市イメージキャラクター使用申込書」(様式第1号)をやぶ市観光協会会長(以下「会長」という。)に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ別紙1及び2に掲げる図柄等を変更、改変することなく使用する場合はこの限りではない。

- (1) 市及びやぶ市観光協会が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他、観光協会事務局長が適当と認めた場合

2 会長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 養父市並びにやぶ市観光協会の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) その他、不適切であると判断した場合

3 前項の承認は、「養父市イメージキャラクター使用承認書」(様式第2号)により使用希望者に通知する。

(利用料)

第5条 イメージキャラクターの使用に係る料金は、無償とする。

(承認の取消し)

第6条 会長は、イメージキャラクターの使用がこの要領または承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

(責任の制限)

第7条 前条の規定により、イメージキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、やぶ市観光協会はその責めを負わない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に関して必要な事項は、別途定める。

附則

1 この要領は、平成22年3月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

やぶ市観光協会会長 宛

申請者 住所
氏名

印

養父市イメージキャラクター使用申込書

下記のとおり、養父市イメージキャラクター「やっぷー」を使用したいので申請します。

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
4 作成数	
5 連絡先	(担当者) (連絡先)
6 使用計画	

- ※添付書類
- 1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)
 - 2) 申請者の概要、状況のわかるもの
 - 3) その他参考になるもの

養父市イメージキャラクター取扱要領第4条第2項各号に該当すると認められ場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏名.....印
(名称及び代表者)

(様式第 2 号)

やぶ観第 号
平成 年 月 日

様

やぶ市観光協会会長 □□□□ ㊟

養父市イメージキャラクター使用承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった養父市イメージキャラクターの使用について、
下記のとおり承認します。

1 使用方法	
2 使用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
3 作成数	
4 使用条件	※承認内容に変更が生じる場合には申請する。
5 その他	